

牛ウイルス性下痢 - 粘膜病生ワクチン

動生剤基準の牛ウイルス性下痢 - 粘膜病生ワクチンの 3.3.4、3.3.6、3.3.7、3.3.8 及び 3.3.9 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。